

畜産農家の皆様へ

登米市高齢者等及び後継者等肉用牛貸付事業 “借受者募集” について

令和7年度の高齢者等及び後継者等肉用牛貸付事業について、次の内容により借受者の募集をいたします。

◆事業内容

- ・肉用牛資源確保を図るため、市が繁殖素牛を購入し畜産農家に3～5年間貸付を行う事業です。
- ・貸付期間満了後に対価基準額を納付してもらい貸付牛を譲渡します。

事業名	貸付対象者	貸付頭数	対象家畜及び貸付期間	購入金額の上限	募集頭数
高齢者等肉用牛貸付事業	60歳以上 75歳未満の方で飼養管理のできる方	同一年度1戸1頭まで (最大で1戸2頭まで)	・育成雌牛：5年 (6～18か月齢未満) ・成雌牛：3年 (18～48か月齢未満)	800,000円 (消費税、諸経費含)	10頭 (予定)
	60歳未満の方で、畜産経営の拡大に意欲的に取り組む農業者				

事業名	貸付対象者	貸付頭数	対象家畜及び貸付期間	購入金額の上限	募集頭数
後継者等肉用牛貸付事業	概ね40歳までの方	同一年度1戸1頭まで (最大で1戸2頭まで)	・育成雌牛：5年 (6～18か月齢未満) ・成雌牛：3年 (18～60か月齢未満)	800,000円 (消費税、諸経費含)	5頭 (予定)

◆貸付対象者及び貸付条件

- ・申請は、どちらか1事業に限ります。
- ・家畜共済に加入していること、また、みやぎ総合家畜市場からの導入が条件となります。
- ・自家保留の牛は対象外となります(家畜市場を通して也不可)。
- ・導入後に市と貸付契約を締結しますが、その際に連帯保証人が必要になります。申請の際は、事前に同意を得て申請願います(連帯保証人同意書を提出)。
- ・連帯保証人は、申請者と経営を別にする世帯外の1名とし、本事業の申請者同士でなりあうことはできません。
- ・貸付期間中に貸付牛は処分できません。やむを得ず処分する場合は、事前に一括で対価基準額を納付していただきます。(貸付期間中に貸付牛が死亡した場合も同様になります。)

◆提出書類

- 登米市高齢者等肉用牛借受申請書 または 登米市後継者等肉用牛借受申請書
- 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書
- 連帯保証人を依頼する方からの同意書

(※裏面もご確認ください。)

◆申請方法

- ・各総合支所市民課または産業経済部農政課に備え付けの申請書及び同意書に必要事項を記入し、各総合支所市民課または産業経済部農政課に申請期限内に提出して下さい。
- ・申請書及び同意書は上記窓口に備え付けのほか、登米市ホームページにも掲載いたしますので、印刷していただいて使用可能ですが、同意書につきましては、自筆で記入していただき捺印の上、提出して下さい。
- ・申請の際は、印鑑（認印可）をご持参願います。

◆申請期限

令和7年5月2日（金）【必着】

◆貸付決定

- ・貸付事業運営委員会で審査のうえ決定します。
- ・申込多数の時は、抽選になる場合もありますので、予めご了承ください。

◆貸付決定後の提出書類

- ・申請者の印鑑登録証明書
 - ・連帯保証人承諾書
 - ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ※貸付決定後に提出していただきますので、ご了承のうえ申し込みください。

◆問合せ先

産業経済部 農政課 畜産振興係（電話：0220-34-2713）